

## 会議録

会議の名称	西東京市文化財保護審議会 平成26年度第1回会議
開催日時	平成26年5月23日（金曜日）午前10時から正午
開催場所	保谷庁舎3階 会議室
出席者	委員：鈴木委員、石井（則）委員、石井（正）委員、近辻委員、都築委員、尹々良委員、山下委員 事務局：山本課長、吉田係長、阿久津主事、亀田文化財保護専門員
議題	協議事項 登録文化財制度について （仮称）西東京市文化財保存・活用計画について  報告事項 西東京市の各種計画等における文化財保護に関する方針について 下野谷遺跡の指定について 文化財事業実施報告 ・埋蔵文化財事業 ・その他の文化財事業 その他 次回審議会の日程について
会議資料の名称	資料1-1 登録文化財制度について 資料1-2 文化財保護制度の体系 資料1-3 都内自治体の登録文化財制度導入状況 資料1-4 西東京市における登録文化財制度 素案（イメージ） 資料2 （仮称）西東京市文化財保存・活用計画について 資料3 西東京市の各種計画等における文化財保護に関する方針について 資料4-1 下野谷遺跡の指定について 資料4-2 下野谷遺跡保存・活用に関わる住民説明会 資料 資料5 埋蔵文化財調査一覧（H26.2.14－H26.5.22） 資料6-1 文化財事業一覧（H26.2.14－H26.5.22） 資料6-2 講演会「足もとの文化遺産を知ろう！活かそう！」アンケート結果  その他の配布資料 西東京市 第2次基本構想・基本計画 計画年次 「平成26年度～平成35年度」 西東京市 第2次基本構想・基本計画 「概要版」 西東京市教育計画 平成26年度～平成30年度 西東京市教育計画 「概要版」 西東京市生涯学習推進指針（平成26年度～平成35年度） 東京の文化財 118号 みんなの生涯学習 No.115

記録方法	□全文記録 ■発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記録
会議内容	
<p>・ 前回会議録の確認、訂正、決定。</p> <p>・ 会議資料の確認。</p> <p><b>議事1 報告事項</b></p> <p><b>西東京市の各種計画等における文化財保護に関する方針について</b></p> <p>○事務局：</p> <p>西東京市の各種計画等における文化財保護に関する方針について報告する。 西東京市の第2次基本構想基本計画は今年度から10年間、新たに策定された。 これに合わせて、教育計画等ほとんど市内の計画の見直しがかけている。 文化財に関わる部分についての抜粋は、資料3で、各計画の中で大きく拾い出しを と以下になる。</p> <p>西東京市基本構想 「町の魅力の向上と内外へのアピール」 本市は江戸時代に青梅街道の宿場町として栄えた長い歴史を有するとともに関東地方でも有数の規模を誇る下野谷遺跡などの文化財があります、という表出し。</p> <p><b>各論「創2多様な学びと文化・スポーツが息づくために」</b> 文化財の保護・活用を進めます。とし、本市の基本構想の中で文化財保護・活用を進める、という取り組みの基礎。</p> <p>西東京市総合計画（実施計画） 平成26年度から平成28年度の3か年における取り組み、財源の裏付けを持った説明。</p> <p><b>「創2-4 文化芸術活動振興」</b> 文化財の保護活用事業の充実。 平成26年度の予算は文化財の保存・活用事業として約1900万円を計上。主なものは文化財保存・活用計画の策定等と文化財保存活用に関わる費用の総額。 平成28年度、28年度の継続事業として、国指定用地取得に向けた検討の科目があるが、下野谷遺跡の国指定に向けての用地の取得を意味するもの。計画作成時にはいつの時点で用地取得が出来るのか不明だったため、金額は入っていないが、用地取得については毎年ローリングしていく計画となるため、予算としては総額10億程度の想定をしている。 郷土資料室の運営については、現状300万程度の予算を計上。</p> <p>西東京市教育計画 26年から5年間の計画。</p>	

### 第3章 施策・事業の展開 5いつでも・どこでも・学べる社会の実現に向けて(1)多様な学びを支える生涯学習の振興

「4.文化財の保存と活用の充実」として記載。具体的には、文化財資料の収集・整理・活用、文化財の調査・保護、文化財に親しむ機会の拡充、郷土資料室の充実、を大きな柱としている。

#### 西東京市都市計画マスタープラン

西東京市の都市計画に関する基本的な方針を定めたもの。2004年から2025年の20年間の計画で、今年度が中間の見直し。

### 第2章（東伏見・西武柳沢駅南部地域）

#### 2.みどり・水辺・景観のまちづくりの方針

関東でも有数の規模を誇る縄文時代の住居跡である下野谷遺跡公園や東伏見稻荷神社等々、市が国指定に取り組むことを明記するため、強調して記載。

#### 西東京市第2次環境基本計画

平成26年から平成35年の10年間の計画。

### 第5章 将来像を実現するための取り組み

#### 1- (3) 歴史的・文化的環境資源の保全、活用

市の取り組み：歴史的・文化的環境資源の保全と活用

市民の取り組み：歴史に興味を持ち、文化財を守る。保有している歴史的・文化的資源の保全に努める。郷土の歴史を学び、文化に親しむ。

事業者の取り組み：文化財の保全に協力。所有している歴史的・文化的資源の保全に協力。

会長：

事務局よりご報告いただきましたが、ご意見、質問等はございますか。

多々良委員：

創2-4文化芸術活動の振興の説明の中で、文化財の保存活用事業の充実で、現在は未定で、10億円程度の予算をとの話でしたが、土地の確保、保存・活用するにあたっての広さはどのぐらい必要など、具体的な指針がないと、時価によって変わってくるとか、状況によって変わることがあるので、将来的な部分で期待を入れておくべきではないか。

○事務局：

指摘のとおりだと考えております。現状では、この辺りが国史跡になるだろう、という文化庁からの視察による意見を受けた中で、大体の面積を出しました。その中の大きな地権者から土地を購入するに当たり、先行的に取り組むということでの試算となっております。

実施計画自体は、毎年度3か年ずつローリングとなるので、地権者の方に同意をいただいて購入する時点で評価額が決定するので、実際の予算の上限が出る。

そのため、計画の中では金額が見えないので\*\*\*となっている。

石井（則）委員：  
文化庁からの国史跡指定についての内諾はあるのか。調査指導委員会についても質問したい。

事務局：  
この後の下野谷遺跡の報告でお話します。

○会長：  
他にありますか。では、2の下野谷遺跡の指定について

## (2) 下野谷遺跡の指定について

○事務局：  
平成26年2月14日文化財審議会以降の下野谷遺跡の国史跡指定に関わる動きを時系列でご報告する（資料4-1）。

2月 文化庁から水ノ江調査官、東京都の伊藤課長補佐、廣瀬学芸員と共に、学識経験者として、文化庁よりご指導いただいた國學院大學教授谷口先生が現場に入り、下野谷遺跡の視察と意見交換会を実施した。  
先生方の意見は一致して、下野谷遺跡は国史跡として保存活用するだけの価値はあるとのこと。

3月の議会 市長が平成26年度の施政方針を述べた中で、正式に下野谷遺跡の国史跡指定に向けた調整を進めますとの表明をした。3月議会の代表質問でも、取組み方の質問等を受けた。

3月 西東京市第2次総合計画・教育基本計画に、下野谷遺跡の保存・活用について表記した。  
昨年度から下野谷遺跡について議論があったのだが、計画的には、第1期の基本計画等には明記されたものがなかった。西東京市は計画事業が前提になっているので、第2期の計画の中に明記することにした。

4月 文化庁の水ノ江調査官と禰宜田主任調査官との今後の方針について、事務的な調整を行った。

5月 国から無償貸与されている、下野谷遺跡公園として市が先行して保存・活用している公園の3分1の土地につき、今後、国史跡指定の同意をして頂けるか、お願いに伺い、内諾いただいた。

専門家による調査指導委員会を設置した。これは、国指定史跡として国に意見具申するにあたり、必要な調査・検討を行うために設置するもの。  
委員は、今村先生、石川先生、谷口先生の3名は、文化庁の指導により推薦をいただき、依頼した。今村先生には、現地に入り現場の視察を行っていただいた。谷口先生についても、2月に現場の視察を済ませていただいている。

北多摩南部建設事務所（東京都）と、下野谷遺跡公園の側面の緑地部分を国指定史跡

の範囲に含めるための同意をいただく調整を行い、現在も調整中である。  
近隣市の小平市の鈴木遺跡の視察をした。小平市の鈴木遺跡も、国指定を目指し取り組んでいるため、国指定史跡に向けての意見調整をかねて、視察をさせていただいた。  
調布市の下布田遺跡と深大寺城跡も視察にうかがった。下野谷遺跡の保存活用に参考になる案件を持っているとの情報の元、担当者と意見交換と視察をした。  
今週は、東京都の文化財保護の担当の部署、補助金等を担当している部所と補助金についての打ち合わせを行ってきた。

国史跡として用地を購入の際は、8割は国の補助、残りの2割のうちの1割は東京都の補助、残りの1割が市の単独予算で執行する制度となっている。具体的にどういう執行がされるか、どこで手続きが必要なのか、財政課長同行で、話を伺ってきた。

今年の11月 第1回西東京市文化財保存・活用庁内検討委員会を設置した。

関係部署の課長職を集めて検討委員会を設置している。8月の国指定の意見具申に向けて具体的に検討すべき事項も出ているため、開催して意見調整をしている。

今日 8時から東伏見小学校にて、近隣のみなさんに向けて説明会を開催する。

個別の案件としては、説明する準備には入っていないが、市としての取り組みということについて、住民の方にお話しする機会がなかったので、今日設定してお話をさせて頂き、ご理解をいただきたいと考えている。

会長：

今の件について、ご意見ご質問ございましたらどうぞ。

都築委員：

調査指導員の先生方についての補足説明になるが、今村啓爾先生は、縄文研究者で、土器を研究されている。石川日出志先生は、弥生の研究をされていて、以前から下野谷遺跡をよく御存知。谷口康浩先生も縄文の環状集落について本も出され、研究されている方である。

事務局：

諸先生方は文化庁からの推薦です。

近辻委員：

東伏見小学校の説明会に、西東京市の住民なので質問して、参加してもいいのか。

事務局：

住民としての質問であれば、住民以外も、傍聴も大丈夫です。

会長：

続いて、報告事項3、文化財事業実施報告について説明をお願いしたい。

### (3) 文化財事業実施報告

事務局：

以前の文審から今までの文化財の事業について、説明させていただきます。

#### 埋蔵文化財調査（資料5）

埋蔵文化財の調査として、3月から4月に3件の調査。1と3は開発に伴う事前調査（同じ場所）。

2は内容確認によるもの

この調査と、今までの調査により、西側の集落域の暫定範囲が見えてくるので、今後指定に向けた指定域を先生方で検討をしていただきたいと考えている。

#### 文化財事業一覧（資料6-1）

##### 文化財普及事業

##### 1 講演会「足もとの文化遺産を知ろう」

資料6-2にアンケート集計結果をまとめた。

質問 自分の住むところをどんな街にしたいと思いますか

質問 西東京市の文化遺産として考えるものは

を入れました。アンケートのご意見を保存・活用計画策定、登録文化財の選定などに盛り込めればと考えています。今後も事業の際は、このような質問を住民の方々にしていきたいと考えております。

##### 2 「縄文のムラで春風と遊ぼう」

遺跡公園を知っていただくための凧揚げ大会 5月11日（日曜日）開催

##### 学校支援事業

2月 小学校3年 郷土資料室の団体見学（昔のくらし）

4月 小学校6年 縄文時代の話（下野谷遺跡のはなし）

##### その他

##### 1 民俗調査 市内から見つかった古文書の整理

昨年に引き続き今年度も、近辻先生にご指導いただき、市民の方々に整理を行っております。その際保坂先生のご意見もいただき進めています。

また、昨年夏に行った建築物調査（3か年目）報告書を鈴木先生からいただきました。今後こういったものを含め市内文化財の調査もしていきたいと考えています。

##### 2 指定文化財の確認・管理報告書の受取り

現地を確認し、管理をしていただいている方から報告書を受取り、状況を伺いました。全体としては大きな問題はなく、きちんと管理していただいております。

ですが、石造物は風化で傷んでいるものがあるので経過を確認しつつ手当をしていければと思っております。

##### 3 下野谷遺跡視察

東京都市町村課による視察がありました。

会長：

文化財事業の説明を頂きましたが、質問はございますか。

近辻委員：

下野谷遺跡公園の両隣の土地がどうなるのか、状況を説明してほしい。

事務局：

国史跡に向けて一番の大きな柱になる。市としては、これらの土地を購入することによって国指定に向けて、大きく前進することは理解していますので、鋭意調整しています。

石井（則）委員：

下野谷遺跡の資料を早稲田大学が保有していることもあり、東伏見にある早稲田大学史資料センターを窓口とするといいだろう。

事務局：

市長が、早稲田大学の総長とお会いして、下野谷遺跡だけではなく、市との協調について申し入れをしています。資料センターにも伺って、ご挨拶しております。“地元の文化財を知ろう”の会場としても、早稲田ステップ22をお借りしました。引き続き、早稲田大学とは、地元の大学としても連携を取るべきものと考えている。

会長：

登録の文化財制度について協議事項にはいる。

## 協議事項

### (1) 登録文化財制度について

事務局：

資料の説明を兼ねて、協議に移りたい。

資料1-1から1-3が前回までのおさらい。

資料1-4西東京市における登録文化財制度の素案(イメージ)なので、先生方にご意見をいただきたいと思う。

西東京市では指定制度しか取り入れていない。登録文化財制度については区部は取り入れているが、市部では積極的ではない。

他市の状況を見ても、指定文化財制度を補完するような制度として有効だとは考えるが、運用については考えていけないといけない。

他市の登録文化財制度について（資料1-1）

#### 〈全般〉

A 指定文化財に準ずる文化財に位置づけ、公的な補助対象とする。

これは、西東京市でも指定管理費などをお支払していますが、あるいは補修費、税控除などの公的補助対象まで広げているもの。

B 指定文化財の候補となる文化財として位置づけ、順次指定文化財とする。

C 地域の文化財の総合目録のような形で位置付ける。

地域住民が上げたものを総合目録のようなものを作り、登録していく位置づけ。

〈維持管理、公開などへの公的援助〉

A 公的援助の有るところ

B 公的援助の無いところ

〈税制措置〉

A 税制措置の有るところ

B 税制措置の無いところ

ほとんどの所が公的な補助、税制措置はせずに、Bの候補となる文化財と位置づけて、それを順次指定文化財にしていく。あるいはCの地域の文化財の総合目録を作成し、登録していくBとCの間ぐらが多いようです

これまでの審議で西東京市においては登録文化財制度が必要かどうか。指定制度を補完するような制度が必要かどうかの議論をしていただいたところ、基本的にはあった方が良さだろうとの意見でまとまっていたと理解していますが、それを受け西東京市ではどの様な登録文化財制度がいいかを協議していただきたいとの段階で止まっていたと思います。

登録文化財制度の素案 (資料1-4)

先ほどお話しさせていただいたBとCの間のようなイメージで、市内の文化財を所有者、学識者などからの推薦されたものを調査検討し、市所有者から同意を頂いたものを文化財保護審議会で諮問答申して、市の登録文化財としリストアップする。

この段階では緩やかな規制しか設けない。逆に公的な補助は入れない。

登録文化財に登録されると文化財目録のようなものが出来上がり、その中で順次貴重なものを選定し詳細な調査、検討をかけ、西東京の指定基準に見合うものかどうかを文化財保護審議会で諮問答申していただき市の指定文化財にしていく。

この段階では今と同じような現状変更における規制、届出、許可、または維持管理における義務等が発生するが、公的補助をするイメージです。

登録文化財リストに載っていないくても、新しく大切なものが発見された場合は、ここを飛ばし指定文化財とする。

この登録文化財制度のイメージを叩き台として、協議していただければと思う。

会長：

西東京市の登録制度の方向性について協議したいと思います。

都築委員：

いきなり指定というより、通常は登録文化財になってから、指定になる手順を踏んだ方が良くはないか。登録から指定の方向で位置づけた方が良い。

石井（則）委員：

登録指定制度は、区から始まったものを国が受けてしっかりしたものをつくった。市としてもまず登録をお願いして、調査をし、よければ指定文化財としてお願いしていく。市民の方に、登録文化財制度を理解してもらう。

会長：



いきなり指定文化財にはならない。通常は、登録されてからと考える。

まず、登録の仕方、国のような登録制度になるのか、自由度の高い登録を目指すのか、所有者に関係なく登録をするのかなど色々あると思う。西東京市はどのようにしていくのか。

まずは、最初にどのようなものがあるか調査が必要。例えば、国は建築物を優先した。これは近年どんどん市街化、都市化、宅地化が進み建築物に一番影響が出たということで。実際、調査は有効で登録文化財の件数も増えた。都や、市町村レベルでも有効だと考える。

石井（則）委員：

最近、昭和の初めの建造物が登録文化財として増えています。

会長：

産業遺産ですね。

近辻委員：

市の登録文化財については断続的に進めれば良いのではないかと。以前、田無の登録文化財になりそうなリストを作りました。保谷分を、都築委員にお願いして、イメージを持って議論すればよいのではないかと。下田家住宅については、国の登録文化財に申請をお願いしたい。現当主の判断で、修復もされています。

石井（則）委員：

文献はどうですか。

事務局：

古文書は、保坂先生、近辻先生にも協力いただき、整理をしてきましたが、代替わり等で再度整理が必要。

下田家は国に対して登録候補として、高橋家とともに上げており、現在、文化庁の調査待ちの状態です。

会長：

事務局もいろいろ意見をあげていますし、近辻先生が、既に文化財のリストアップされているのもあるので、具体的なイメージを持ちながらどのような制度がいいのか。所有者にどのように理解をもとめるのか。

リストにする分には問題ないが、制度に置き換えたとき、了承を得ないといけないなどが大きなポイントになる。

登録文化財制度は条例に組み込まないといけないので、文化財保護の関連する条例のなかの事項の中に登録文化財をいれるということで、議会の承認を得なければいけない。

都築委員：

全般的にはBとCの間ぐらいのものでとの話があったが、練馬区はAの登録制度。すべて奨励金を払っている。

どういうところが動きやすいかということ、区民に対して公開するとかの活用の意味

で、奨励金を払っていた方が、所有者の認可は求め易いことはあります。登録文化財でも、公にする点で嫌だという所有者はいます。不動のもの土地、民家など、登録文化財でも理解が得られないことが多い。そこで、奨励金を払うことでメリットはある。

登録と指定の大きな違いは、縛りがあまりない点。登録の場合は報告でよく、文化財としてすぐわなない変化をとげてしまったり、所有者が亡くなった段階で解除出来る。

指定の場合は縛りがあるので、保護する立場においては効果がある。

BとCの間とは具体的にどのような方向か、今後つめていくべき。文化財に対しての扱いは、ただ、台帳に記載する、リスト付けをするだけではなく、市民に対しての公開はしていかないといけない。その点も順次整備し、固めていけばよい。

石井（則）委員：

文献類を資料室で、預かることが出来ますか。部屋が作れるか。

事務局：

施設については、別の場所で、きちんとしたものが出来ればと認識は持っております。現状では、正直厳しい。

下野谷遺跡の話で国史跡になると、それに伴う展示施設をいずれかの段階で整備しなければいけない。したがってその中に付随的に収められるようなものが出来ればいいと考えている。今の段階では素案ですが、そのようなことも含めて、保存・活用計画の中で検討していただきたい。

近辻委員：

文献資料の保存活用の現状だが、西東京市中央図書館に、地域行政資料室があり、下田家文書とか明治時代の戸長役場の文書などが、副本の状態、全部簡単に見ることが出来て、コピーが取れます。

利用する立場から見れば、現物がなくても影印で、複製があれば、一般の市民のレベルなら十分。副本があれば、博物館とかではなくても図書館の方が利用しやすく便利です。

行政資料室は、所有者から実物が寄託、寄贈されなくても、市内の文書のリストもできていて、副本もある。

会長：

利用活用という意味では、図書館の方が良いと思うが、物としては、本物をどうするか、文化財では、本物が、価値がある。その場合、指定の仕方、文書の場合どうするか、考えなければいけない。

文書もそうだし、個人が持っている民俗資料、物としての力が一方ではあります。

○都築委員：

何回か利用しているが、そういう状態であれば、燻蒸とかやっているのかなど、他の問題もありますが、これから発見されるものもあるし発見されたもの、その修復も含めて、燻蒸も大事だと思うが、なおさら図書館等の他の係との連携を取った方がより前に進むと思います。

会長：

まだまだ日本には定着していないが、アーカイブスみたいな施設を、別途作っていくとよいのでは。

石井（正）委員：

資料6-2に講演会のアンケートによる市民のイメージがあります。市民の方が描いている町のイメージで、重要なイメージ作りになっています。

個別には、私的財産もあるし、公的財産もあり、登録にしやすいもの、しにくいものがあるが、これは参考になります。登録文化財なので、将来的なイメージを持ち、中長期的に考えた方が、町のイメージアップにもなるものがでてくるだろう。

会長：

そのあたりのことも含めて、登録制度のイメージを固めていきたい。

登録文化財にする対象をいままでのジャンルで、例えば、建築とか古文書、民俗資料などある程度のカテゴリーを決めながら具体的なイメージを描きながら、詰められれば良いのではないか。

私の場合は建造物という観点でいえば、壊される可能性があるのも、所有者の理解が欲しいのですが、リストにできて、制度に置き換えるとしたら、所有者の了解がないと難しいと思いますが、ぎりぎりのところでうまく行けばいいのかなと考えています。

たとえば民俗資料だと、どういうものなのか。古文書で素材がわかっているものであればよいが、調べ出すと次から次へと出てくると思う。蔵を見ても放置されているものが多い。そういったものを発掘して行くときに、所有者が登録文化財に指定されていると思えば、誇りに思い、文化財保護の思いも広がっていく。

奨励金という制度もあり、代々守ってきたプライドに訴えかける制度でもあるので、次世代に壊されないで残されていける制度になればよい。

石井（則）委員：

大事ですね、名誉、プライド、誇り。

近辻委員：

指定文化財より、登録文化財の方がある意味、地域の歴史を考えるに実感できるB級文化財の方があのような気がしています。登録文化財は飾るだけのような、情報量はない場合もあるが、広く登録文化財がリストアップ出来れば良い。

会長：

登録文化財制度について身近な情報を含めて今後幅広く論議を継続ということによろしいか。

次の協議事項について西東京市文化財保存・活用計画について事務局よりお願いします。

## (2) 文化財保存・活用計画について

事務局：

昨年度先生方に建議を出していただいた。それをもとに、これから「文化財保存・活

用計画」を作り、それに則って文化財を保護していく。

平成26、28年での2か年で計画を策定する。

今年は、プロポーザルにてコンサルを入れ計画の策定を進めていく予定。

平成26年度は市の文化財の調査、住民意向の調査などをイメージしている。

文化庁の歴史文化基本構想には、地域の文化財を保護していくための基本方針を地方公共団体で定め、それを基に文化財保存・活用計画を策定することか望ましいとあるが、西東京市の計画では歴史文化基本構想を計画に入れ込んだイメージが良いかと思いい、作成したのが資料2の1頁。

他市で文化財保存・活用計画を策定しているところが少ない。

歴史文化基本構想に関しては国のモデル事業として、いくつかの自治体が行っており、ある程度のイメージはわかる。それを以てその自治体が文化財保存・活用計画を策定している状況のようです。違う場合があれば、教えていただきたい。

2頁は計画策定委員会の構成イメージ。

まず、庁内検討委員会、地域住民、文化財保護審議会の先生方からも参加していただく学識経験者などを含めた策定委員会を作る。文化財保護審議会は、策定委員会に対しての意見、助言をいただく位置づけにあらうかと考えている。

どうすれば、地域の住民の意向やイメージが出てきやすいか考えているところ。

まずは、前回、あげていただいた文化財調査の主な柱を個別に調査、リスト化していき、それらを総合的に関連する文化財群として捉え（マスタープラン）、重点地域を選定、重点事業を選定していく（アクションプラン）となっていくとイメージしている。

3頁は活用計画の章出てのイメージ。

3章2あたりがマスタープラン、3、4がアクションプランとならうかと思う。

今年度に関しては住民の意向を確認するアンケート、保存活用計画を策定していくことを理解いただくような事業の実施、西東京市の自然・歴史・文化財のまとめをしていくこととイメージしています。

○会長：

西東京市文化財保存・活用計画といいますが、出来れば、歴史・文化的なまちづくりと観点が入っていると思われるので、個々の文化財をまとめてトータルに地域の問題として捉えていく方が良いのではと思います。

基本的にこれを作ると、国に申請して補助金・助成金を獲得出来ればと思いますが。文化財保護審議会として、どの程度機能出来るのか、指針を作っていくということで、我々としてはここに意見を言うという立場になることですね。

私としての関心は重点地域は、西東京地域の中でどのところかという点ですが、他の先生方のご意見を含めて、関心があるところは。

石井（則）委員：

昔、千葉県の市町村に、文化財調査員を置き、年1回文化庁より関係講師が来て、会合を持ち、勉強会をした記憶があります。

市民に文化財をわかってもらうには、地域の方々が出てこないといけない。西東京市の町の中から好きな方を選んで文化財調査員という制度を作っていけば、普及はうまくいくのではないかと。文審だけでは難しいのではないかと。

○都築委員：

建議の中にも盛り込んだ、他の部署との連携ということで、都市計画とかみどり公園課などと連携でやっていくべき。文化財の建物、景観、まちづくりが関係してくるものなので、社会教育課だけでは出来ない部分があると思う。市民の中にいいものがあったとしても、行政が吸い上げる部署がない。練馬区では、公社が街づくりの補助金を公募、審査して、市民に補助金を出し、地域一体での建物などの活用を行っています。連携を密にとって、検討委員会の中で議論をしたほうがよいと思う。

会長：

庁内検討委員会は既に動いている組織なのか。

○事務局：

本来庁内検討委員会につきましては、今年度から、文化財の保存・活用計画を作ることでしたので、これに合わせて設置する予定でしたが、下野谷遺跡の案件が急きよ浮上したこともあり、庁内検討委員会の方を先に立ち上げ、実務的に動かそうとして、開催をしました。11月に一度行い先日2回目を開きました。

文化財保存活用計画も含めて対応できると考えています。

会長：

文化財保護審議会としては、下野谷遺跡中心とした重点地区とか、東大の演習林を中心とした重点地区など、具体的に文化財を生かすような重点地区を提案出来ればと思います。

石井（正）委員：

審議会はこういうようなところに、意見を提案するということか。

○事務局：

専門はもちろんですが、関連する文化財群を作っていくうえでの要素を組み合わせるのがよいかなどと、全体方針へのご意見も、勿論いただきたい。

近辻委員：

西東京市とひとくくりに言えず、近世の村までは遡らないと理解が出来ないし、ある程度アイデンティティもそういう形で、固まっている。

保谷の場合は、明治22年の大合併の前、上保谷村、下保谷村、上保谷新田の3つの行政。そのような目で見ると外から見ても、大分イメージが違う。基礎的には名字が全部違う。合併し保谷村が出来たから、大正時代、昭和の戦前までは、一体感がなかったように思う。地域に基づいた町おこしを考えて方がよい。

最近行政は9つのブロックに分けてやっているが、文化財、歴史などまちづくりに基となる思いを把握して、最低、旧保谷は3か所、田無は町場と向台ではだいぶ違うし、芝久保のように昔の雰囲気が残っている（谷戸は薄い）、といったようなベースを考えていきたいと思えます。

石井（則）委員：

策定委員会にワーキンググループ、調査員、住民準モニターが入っているので、機能されればいいものができると思う。市の職員にも関心持っている方がいるので、市の職員の中でも立ち上げて頂ければよいと思います。

会長：

区には、文化財調査員という区民、市民、半分ボランティアで文化財に関わっている方を、調査員の肩書で動いている方がいるが、西東京市ではいるのですか。

近辻委員：

名刺や、ジャンパーでもあるといいですね。田無市史の作成の時もそういった方がいてよく機能していた。

多々良委員：

どうも、先ほどからひっかかっていることですが、文化財ってなんだろう。かなり幅広いことはわかっています。

資料1-2の中に、こういうものだろうとサンプルが出ているが、まだ、このなかに入らないものがあるのではないか。旧街道筋、川の流れ、いわゆる自然の一部ですね。標本、絶滅死したものかもしれないが、残っているものかもしれない。石造、石仏、石踏、まだ見られていないものがあるかもしれない。昔とれた鉱物があるかもしれない。我々が、気が付いてないだけであって、もっと深く調べ考えてみると、文化財の対象になるものがありうるのではないか。こういうことを含めて、市民が文化財ってこういうものかな、どうなのかなというようにいろいろ出てくるような、物を作っていけばいかなものだろうか。

そうすれば、抜けているものがあれば、自然に拾いあがって来るのだろうし、市の財産としての展示物にもなっていくのではないか、歴史を示すものになるのではないか、そんな気がしていました。

事務局：

文化財とは、歴史文化基本構想にかかっているが、基本的には指定・未指定に関わらず、また、既存の文化財の枠組みにとらわれない、総合的に捉えた、市内にある大切なもの、地域が大切にしている歴史的なものと考えている。

多々良委員：

大切なものとするとその人が大切にだけかもしれないので、大切には拘らなくていいと思います。持っておけば、いつの日か、それが大切になるものは意外にある。幅広く考えていかないと。今後、保存するにつながる、システムを作りあげることだと思います。

都築委員：

国や都と違うのは、西東京らしさがあるものについては、文化財であるということ。地域を特徴づけるものは、文化財。今後、産業遺産等も文化財とすべきものがでてくることもあるので、広い視野に立って文化財を捉える必要がある。

石井（則）委員：

人間国宝制度があります。人間重要文化財制度が作ればと提唱しています。若い人を育成すれば。人間も含め、考えたら広がって行きますね。

事務局：

最初の住民のみなさんからご意見をいただきたいのは、西東京市らしさとして、考えているのは何なんだろうかということ。それを把握したい。地域の方々の意見を吸い上げていけるものを今年度はやりたい。

石井（則）委員：

西東京市らしさだと出にくいのが、田無らしさ、保谷らしさとなると出てくるのでは。

都築委員：

下保谷で、育った人間としては、上保谷と下保谷でも全然違う。下保谷は農家が多い。上保谷も宅地化が進んで、細切れになっている。上保谷新田もまた別の意味があって、土地の人間は、意識が根付いています。田無も青梅街道沿いの町、西東京市でも都会的な意識が高い。谷戸は様変わりしているが、逆に意識が薄らいでいるのが現状だと思います。都道も通って、まちの景観が変わり、その中でも文化財になるようなものもある。無形文化財では、技術保持者とか、少なくなっているのが、保護するのに緊急性もあるのではないかと。

会長：

最近、ウォッチング、散歩といいながら文化財めぐり、ルートを決めて市民の人がルートを作っていけば、住民の地域の文化歴史を知る機会が出来る。文化財のマップにも歩くルートを入れればどうか。

近辻委員：

文化財マップをこれから作り直す予定だと聞いている。私は8つのルートに分けていて、6月も田無宿を回る講座をします。西東京市自然を見つめる会でも、緑の散策路とあって、毎回100人近く集まって、市内を回るものがあります。

会長：

自然も文化的景観になっていると思うので、文化財を取り込んだような形で、みどり、河川を取り込んで、歩くことを楽しみながら、文化財にも触れられるようなものがよいのではないかと。

事務局：

策定委員会を立ち上げるときには、先生方に入ってください。

会長：

次回審議会は9月12日（金曜日）10時からでよろしいですか。

○委員：  
異議なし